

議員発案第2号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成24年12月18日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 土 田 俊 人

記

三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 節 表決（第 67 条—第 77 条）」を
「第 8 節 表決（第 67 条—第 77 条）
第 8 節の 2 公聴会及び参考人（第

に改める。

77 条の 2—第 77 条の 8」

第 1 章第 8 節の次に次の 1 節を加える。

第 8 節の 2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第 77 条の 2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 77 条の 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第 77 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者のうちから、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 77 条の 5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発

言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 77 条の 6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 77 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 77 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

第 98 条第 2 項中「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発議第2号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

（所管事務等の調査）

第98条

- 2 議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。